

JGAP 農場用 管理点と適合基準 家畜・畜産物2022 に対してお寄せいただいたパブリックコメント(パブコメ)への対応

NO.	提案者	管理点番号(パブコメ版)	ご意見	管理点番号	対応
1	認証農場	全般	全般に文書はわかりやすくなったことは大変良いのですが、管理番号が大幅に変わったのは問題です。旧版から新版に移行する農場は対比や移行が大変です。番号はカテゴリーを想像しますが全く想像もできない番号になってしまうのは納得できません。管理番号をあくまでも2017年版を基準に、副番号などを付けてでもそれに沿った番号に並び替えるのはいかがですか。		農産と畜産との共通項目、専用項目を区別し、経営の基本となる農場運営に関連する項目を前半に整理するなど、章の構成を見直しましたのでご理解をお願いします。
2	認証農場	全般	どの農場も文書作成と記録が苦手です。基本書式を提供できませんか。私は内容の方がはるかに重要だと思います。今後修正された背景なども整備されると思いますが、その際に基本作業書式なども指導員メールを通じて共有されると大変ありがたいです。ご検討下さい。		必要な様式は研修等で提供し、指導員専用サイトに掲載する予定です。
3	認証農場	全般	取り組み例・備考欄があるのなら、関係する法律を載せて欲しいです。		解説を作成する際に検討します。
4	指導員	全般	管理点に「該当外」が明記されていない。		農場が判断して対応することを基本としています。審査時には農場の状況をもとに審査員が判断を行います。
5	審査員	全般	文書の項目番号と記載法について。適合基準文書の項目番号と記載レベルに不統一を感じます。他の管理点にある「(数字)」と「数字」片カッコとの違いが判りません。文書の項目番号(順位)と記載法についてルールを設けたらよいと思います。		項番と記載方法について、以下のルールとしました。 a.b.c. … a.のみの場合は省略。 (1)(2) … 箇条書き (a)(b) … 箇条書き
6	審査員	全般	管理点に「<SDGs>」等の表記があるが、基準書に説明がない。変更履歴の方には記載があるが、基準書そのものに説明書きが必要。なお、記載する理由は不明。基準書には不要と思います。別表で整理すればよいと思いますし、SDGsの記載のない項目でも、SDGsに当てはまると思う項目はあります。		ご意見を参考に削除しました。
7	個人	レベル	レベルについて、「重要」ではなく「必須」にすべきではないか。 (2.2、4.1.1、6.1、6.3、13.2.2、L1.1、L1.3、L3.4、L7.2、M1にて同様のご意見)		レベルについては、管理点の内容(法令に関与するかなど)をもとに、全体のバランスを考慮して、判断しています。
8	個人	理念	アニマルウェルフェア(以後、適宜AWと表記)への配慮が欠けているのではないかと。AWを考慮することによって、動物たちが正常行動を問題なく起こせるようにすることで、動物達のストレスが減り、免疫低下を防ぎ病気になりづらくなる。結果栄養価の高い質のいい農畜産物ができることは、他国の研究によって科学的に証明されているため、AWへの高い配慮をしていくべきだと思う。		理念については継続的に検討していきます。
9	指導員	4. 認証までの手順概要	総合規則、認証審査申請前手続き要件は「自己点検」となっている。総合規則の該当箇所を「内部監査」と改正する。		ご意見を参考に「自己点検」に修正しました。
10	指導員	8. 用語の定義と説明	規格本文中に出てこない用語の定義と説明は、無用と思われる。かつ、規格本文以外の説明文の中の言葉の説明は不要と思われる。「検証」、「自己点検」は削除する。規格本文中の用語の定義と説明に限定する。		ご意見を参考に検証は削除しました。自己点検は管理点2.4で求めているため掲載しています。
11	指導員	8. 用語の定義と説明	規格本文中に出てくる用語の定義が欠けている。 1.規定温度 2.内部監査		規定温度については記載内容を変更しました。ご意見を参考に内部監査を追加しました。
12	認証機関	1.3	水源または給水場所の範囲が不明。 畜舎の給水場所を求めているのであれば、給水場所⇒貯水箇所が適切ではないか?	1.2	畜舎の給水場所は求めていませんが、自給飼料の場合に必要です。ご意見を参考に修正しました。

NO.	提案者	管理点番号(パプコメ版)	ご意見	管理点番号	対応
13	審査員	1.3	「地図には少なくとも以下の情報が含まれる」とあるが、「文書化」と何が異なるのかわからない。これまでの適合基準では、「文書化」と「記録」という表現を使用していたが、「記載」という表現も同様なのであれば、記載しなければならない項目を明確にしてください。 また、「(数字)」と「・」の使い分けがわからない。記載しなければならないものは「(数字)」で統一すべき。	1.2	ご指摘を参考に修正しました。
14	認証機関	1.6	定期的に確認は、自己点検でもOKですか。 手順は文書化することを基準に追加してほしい。	4.1	定期的な確認は日常的な確認を求めているため、その旨明記し教育訓練に移動しました。
15	審査員	1.6 6.1	「※記録には、発生日、記録日、記録者、農場責任者による確認日を記載している」とあるが、初めて出てきた表現方法で不明瞭。記載しなければならないのであれば、「記録」として項目を明確に示してください。 「記録から確認ができる」とありますが、記録していると何が違うのかわかりません。表現は統一してください。	1.5 4.1	ご意見を参考に修正しました。
16	認証農場	2.1	組織体系がわかるものが農場内の社員の関係性がわかって良いがどうしてなくなってしまったか？ 組織体系図に責任者を書き込むなど様式を統一して欲しい。 一般に家族養豚では社長がほとんどの管理責任を受けなければ成り立ちません。責任者を増やしたところで本質は変わりません。増加された部分の背景を教えてください。	2.1	2.1では組織体制を定め、責任者を明確にすることを求めているため、組織図でも構いません。農場によっては組織図がない場合もあり、農場ごとに使いやすい様式を使用できるように、様式を指定していません。 飼養管理と動物用医薬品管理それぞれに必要な知識や責任範囲を明確にするため追加しましたが、各責任者は兼務できます。
17	認証機関 審査員補	2.1 5)	動物用医薬品管理の責任者は今回の改定で加えられた項目であるが、①経営内部で確保することが必要か(経営者自らがなるケース、雇用関係の締結)また、②経営外部から確保する場合、外部委託先としての取り扱い(管理点4.1.1、4.1.2)が必要か。	2.1 (5)	動物用医薬品の保管や使用が農場内にはない場合は、動物用医薬品管理の責任者は不要です。農場内で保管や管理をしている場合は、組織内部に必要になります。 技術的なサポートをする専門者を外部に委託した場合でも、農場内での責任者を設置する必要があります。
18	個人	2.1	アニマルウェルフェアの責任者も追加すべき。	2.1	アニマルウェルフェアは飼養管理の責任者の責務としています。
19	個人	2.1	責任者を監査する、外部の監査機関が必要。		審査を行う認証機関がその役割を担います。
20	認証機関	2.2	JGAPの取り組みに必要な農場運営の方針とは、具体的に指定はないのか。(特になら方針が作られていればOKとするのか) 最低必要なことがないと審査判定ができない。	2.3	方針については団体や農場によって定められるものであるため、方針の内容まで言及していませんが、JGAPの取り組みに必要な方針となっているかを確認してください。
21	個人	2.3	年1回以上の自己点検では不十分である。 「自己点検」ではなく「外部による監査」。	2.4	外部(第三者機関)による監査が、認証機関による審査になります。継続には毎年の審査が必要です。
22	認証機関	2.4 (3)	意識の醸成とは、経営者の指示でJGAPについて社員教育などがおこなわれていればいいのか。 経営者の改善として載せる必要があるか？不適合や改善、変更がない場合は記録も不要でよいか？ 有効性が見直しがあってもよいと考える。	2.5 c.	意識の醸成を目的とした社員教育も取組の一例となります。経営者が意識の醸成について責任を持ち行うことを求めています。自己点検で不適合が無い場合や適用範囲の変更が無い場合は、その部分の改善の指示が無くても問題ありません。
23	審査員	2.5 2.7	JGAPロゴマークの適切な使用と知的財産の保護は、農場責任者の役割でよいと考えます。1章に移動しては？	2.6 2.8	知的財産やロゴマークは経営責任に関することであり、経営者の役割と考え2章としています。ただし、権限を委任して農場責任者が管理していても構いません。
24	審査員 認証機関	2.6	保険だけでなく、災害時の事業継続のための計画書作成の方がよいと考えます。保険はあくまで事後手段であり、災害時に何をすべきかの方が現場には必要です。 減少に備えた対策を講じている(収入保険制度への加入など)などに変更しては？	2.7	ご意見を参考に修正しました。

NO.	提案者	管理点番号(パプコメ版)	ご意見	管理点番号	対応
25	審査員	3	各章に責任者の責任の管理点が出てきますが、3章はどの責任者がやることを想定しているのでしょうか？私の理解では、商品管理の責任者が食品安全も担当すると考えていましたが、今回の章割りをみると、商品管理責任者は主に出荷規格とトレサに特化しているように見え、食品安全について誰が担当するのか不明瞭です。責任者の役割は農場が決めればよいことですが、今回の章割りのようになっていると暗に役割が決められており、記載のないところは抜ける可能性があります。	7	基本的に農場責任者の責務と考えますが、どの責任者が担うかについては農場運営の考え方、方法により異なるため、指定していません。
26	審査員	3.1	管理点が、適合基準の説明と同じである。かつ、わかりにくい表現になった。 現版と同じ表現「商品仕様書」かA-GAPの「商品仕様の明確化」がわかりやすく、的確に端的に求めることを表現できていると思う。 「生産物の使用目的と利用者を想定して」という表現もわかりにくい。 認証の対象となる生産物の取り扱い(加工や調理)および消費者を想定して、食品安全の観点から留意すべき点を説明できる。としてはどうか？	7.1	ご意見を参考に修正しました。
27	認証農場	3.2	販売先への情報である商品仕様書(肉豚、廃豚、素豚、精液)と生産資材のリストが削除されているようです。 生産工程図の外部から導入される各種の生産資材はハザード分析として大変重要ですので、是非加えて欲しいです。生産工程図で説明するようにしても良いかと思います。	7.1 7.2	商品仕様書については作成を求めていますませんが、7.1(パプコメ版3.1)において食品安全に留意すべき点の説明を求めています。 7.2(パプコメ版3.2)はご意見を参考に修正しました。
28	認証機関	3.2	各工程の使用器具は主なものでよいか？	7.2	「主要な資源」に文言を変更しました。
29	審査員	3.3	手順書の存在のみで安全性を評価判定することは「雪印 大樹工場および大阪工場」の事例からも分かる通り実効性がありません。 明確にモニタリングと管理手段および記録の具体的記載が必要。	7.3 ~ 7.5	7章(パプコメ版3章)では、リスクを予防・低減するための対策(管理手段から変更)と具体的なルールの文書化および責任者による遵守状況の確認記録を求めています。
30	審査員	3.3	3.1で「食品安全に留意すべき点を説明できる」とあるように、3.2で食品安全を徹底する観点から食品安全のハザード分析を実施するのは理解できる。一方、「家畜衛生のハザード分析」はなぜ実施を要求されるのか不明確。家畜の衛生管理については、LIに管理点が存在する。家畜衛生に関する部分を削除する。	7.3	家畜衛生についてはLIに加えて、7.3(パプコメ版3.3)においてリスク評価を求めています。
31	認証機関	3.3	ハザード分析の管理手段とは何を指しているのか。記録や文書？	7.3	何を指しているかを明確化するため「管理手段」から「リスクを予防、除去または低減するための対策」に変更しました。文書化することを求めています。
32	審査員	3.3.1	「物理的:飼養に不適切な設備によるけが」というのは家畜を飼育する者が不適切な設備と判断する設備を設置するのは疑問が残ります。具体的にはどのような設備を想定されているのでしょうか。	7.3.1	設備の点検不良や劣化、意図しない事故などにより、家畜が負傷するリスクを想定しています。
33	認証機関	3.3.1	食品安全ハザードの物理的の危害に「異物混入」は不要か。 また家畜衛生ハザードの物理的の危害はアニマルウェルフェアにあたるので、家畜衛生ハザードの物理的の危害は特になくてもいいのではないかと。	7.3.1	ご意見を参考に異物混入を追加しました。 家畜衛生リスク(4)は、アニマルウェルフェアに配慮した家畜の取扱いだけでなく、設備等による家畜の負傷リスクへの評価を求めています。
34	審査員	4	外部委託先との合意事項に「(3)…食品安全のルール、家畜衛生のルール、アニマルウェルフェアのルール、労働安全のルール」と出てくるので、すべてのルール作成が終わった後にこの章が出てきた方が分かり易い。13章の後ろ。	5	章の順番は総合的に再検討しました。
35	審査員	4	4.1.1がレベル重要なものに対し、4.1.2がレベル必須になっている。ルールがなければ、点検のしようがありません。PDCAの原則は守るべきです。	5	5.1(パプコメ版4.1.1)で求める合意文書の作成ができない場合でも、5.2(パプコメ版4.1.2)ではルールを実践していることの点検を必須としています。
36	認証機関	4.1.2	点検内容は不要か？	5.2	点検内容の記録までは求めていますませんが、認証農場がどのように点検しているかを審査で確認することになります。

NO.	提案者	管理点番号(パプコメ版)	ご意見	管理点番号	対応
37	認証機関	5.2	出荷毎か?識別番号の群/畜舎がわかりにくい。 群/畜舎など識別できるものなどの表現に変更したほうがよい。	6.2	ご意見を参考に修正しました。
38	認証機関	5.4	現状は指示もなく、ハザードとして考えるものかと考える。 内容的に商品管理ではなく、リスク管理に入れるべき項目です。	7.3.2	ご意見を参考に管理点の場所を変更しました。
39	審査員	6.1	3.4等、周知することが必須なのに、同じ周知に該当する教育訓練がレベル重要は話が合わない。	4.1	ご意見を参考に修正しました。
40	認証機関	6.3	入場がどこへの入場かわかりにくい。入場に関するルールが6.3,8.1,8.2にまたがりわかりにくい。	4.3	4.3(パプコメ版6.3)は、認証範囲となる農場への入場に関するルールが対象となります。 記載の内容により管理点が複数になっています。
41	指導員	7	労働条件についての管理点はなくなったのか。労務管理に関する法令遵守のための重要な要求だと思う。	3.3 3.4	ご意見を参考に追加しました。
42	認証機関	7.6	「取り組みとして望ましい」内容と考えられるため、適合基準として規定する必要はないのではないか。	3.8	「認証には影響しないが、理想的な農場管理のために積極的に取り組むことが望まれる管理点」を努力項目として設定しています。
43	認証機関	8.1	作物に関しては不要と考える。	8.1	ご意見を参考に修正しました。
44	個人	9.4	畜舎の火災発生時に対する安全管理への対応が欠けている。 (3) 畜舎への消防設備設置の義務の追加。	11.1	11.1において燃料・オイル類の保管場所において初期消火に有効な場所に使用期限内の消火器を設置することを求めています。
45	認証機関	10.3	(4) 文章を整理または項目を分けたほうがいい。	10.2	ご意見を参考に修正しました。
46	認証農場	11.2	温室効果ガスの排泄で二酸化炭素の排出量を農場にモニターするように指示していますが、なくなった背景はなんですか?	11.2	2017版においても、二酸化炭素の排出量をモニターすることは要求しておらず、エネルギー量の把握を求めています。改定案でも同様ですが、二酸化炭素から温室効果ガス削減に目的を変更しました。
47	個人	11.2	「温室効果ガス削減対策のため」の取り組みは、排出量をCO2eqで数値化する必要がある。エネルギーだけではなく、家畜からのメタンガスやCO2、及び飼料の供給・輸送に伴う温室効果ガスの排出量も数値化して換算する必要がある。	11.2	現時点で、家畜からのメタンガスやCO2、および飼料の供給・輸送に伴う温室効果ガスの排出量の数値化は困難と考えます。
48	認証農場	12.1	廃棄物の分別とリサイクルなどの用途別の一覧表が削除されていますが、義務付けられていないのですか?	12.1	2017版と同様に、廃棄物の処理方法の文書化を求めています。
49	個人	12.1	「(3) 生産工程で発生する廃棄物の削減のための努力」は具体性に欠けている。	12.1	削減するための努力は農場で発生する廃棄物により様々な対応が考えられ、農場の状況に合わせた取り組みを求めています。
50	認証機関	12.2	畜産物以外の害虫駆除などを指摘できる事項がない。 この項目に、野生動物の侵入や害虫が発生しないような、といったことを加えていただけると指導、指摘しやすい。	12.2	野生動物の侵入や害虫が食品安全や家畜衛生のリスクとなる場合には7章においてリスク管理として対応することが求められます。また衛生管理区域に関しては、飼養衛生管理基準で定められています。
51	個人	12.2	一般的なブロイラー農場では見回り時に過密飼育に伴う死亡鶏の見落としは日常的であり、腐れた死体の側で肉用鶏が暮らしている。死亡鶏を見落とさない程度の飼育密度に下げることが重要。	L1.4	家畜の健康観察や飼育密度については、L1.4で求めています。
52	認証機関	13.2.1	生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策とは具体的に何を指すのか。	13.2.1	対策は農場の状況や地域により様々な対応が考えられ、農場の状況に合わせた取り組みを求めています。例えば牧柵による対策や外来生物の駆除があります。

NO.	提案者	管理点番号(パブコメ版)	ご意見	管理点番号	対応
53	認証機関	13.2.2	「年1回以上確認」の記述が曖昧である。 IPM(総合的有害生物管理)が含まれているが、IPMを行ってれば適合でいいか。 ※複合的な管理方法を利用した害獣・害虫駆除を指しているということでもいいか。	13.2.2	対策は農場の状況や地域により様々な対応が考えられ、農場の状況に合わせた取り組みを求めています。
54	個人	L1.1	「(2) 家畜衛生およびアニマルウェルフェアに関する知識の向上」は具体性に欠けている。 ⇒家畜衛生およびアニマルウェルフェアに関する講習の受講とテスト受験を義務付け。 飼養管理の責任者を監査する、外部の監査機関が必要。	L1.1	知識向上のためどのような取り組みをしているか審査で確認します。 外部の監査が、認証機関による審査になります。
55	個人	L1.3	特に研修や新人に蔑ろになりやすい項目なのでこれについての説明を入れる。また家畜伝染性に関わることは必須であるべき。 家畜の健康状態に異常があった場合、直ちに獣医師による診察・治療を受けさせることを手順に盛り込む。	L1.3	取組のポイントや取組例は解説で記載することを検討します。
56	指導員	L1.4	アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の適合基準に、「家畜に日々、愛情を持って接していますか」と言う文言を入れていただきたいと思っています。現状、「アニマルウェルフェアの飼養管理指針に基づき快適な家畜の飼養環境の改善に取り組んでいる」という無機質な表現ではなく、情緒的かも知れませんが、「愛情を持って」いるかどうかを審査員は農家に直接、確認する必要があるのではないかと思います。私は、この家畜に対する愛情こそが、アニマルウェルフェアの根本だと思います。 「家畜に日々、愛情を持って接しているかどうか」を適合基準に入れる。	L1.4	客観的に動物への対応を評価する内容としています。
57	個人	L1.5	日本での農場における殺処分がどのように行われているのかはその現場の者にしかわからない、どの畜種に何の理由でどの方法で殺処分をしたのか記録・公開することで殺処分におけるアニマルウェルフェア向上の底上げが必要だと考える。 また安楽死とは麻酔の過剰投与くらいではないだろうか、その他の殺処分方法は安楽とは言えない。そもそも適正に気絶させていれば致死方法は何でもよいわけであり殺処分において重要なのは気絶(スタンピング処置)であることとの理解が必要。タイトルは安楽死ではなく淘汰(殺処分)が適切と思う。	L1.5	不要な苦しみを与えずに殺処分を行うことを安楽死として表現しました。
58	審査員補	L1.5	①安楽死の判断をする者は、経営者と理解してよいか。②安楽死の処置を実行する者は、獣医師になることが多いと思われるが、農場と獣医師の関係は、一様でないのでその関係に応じた取り扱い(外部委託先としての取り扱い(管理点4.1.1、4.1.2)等)が必要になると理解してよいか。③農場で牛の殺処分を行う場合、畜産技術協会文書、OIE規約第7章の6などから妥当と想定される殺処分方法は、バルビツレートと他の薬物の注入である。しかしながら、現在、入手可能なバルビツレートはないのが現状である。代替となる薬品を示す等、何らかの補充措置が必要ではないか。 審査時に適合基準に合致していると判断するための要件、手順、残すべき記録等が明示されるべきではないか。	L1.5	審査ではどのような手順としているか、どのように実践しているかを聞き取りで確認することを想定しています。 ①判断をする者は経営者、農場の責任者、飼養衛生の管理者など農場のルールで定めることとなります。 ②農場が安楽死を実施する場合を想定しており、外部の獣医師が実施する場合は認証の対象とはなりません。 ③「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の農場内における殺処分に関する指針」では、第5 殺処分の手順にて、『殺処分動物の殺処分方法として「化学的又は物理的方法により、できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて該当動物を意識喪失の状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること』と記載されています。
59	審査員	L3	3.3~3.5のリスク管理項目との関係性が多重化している、HACCPのモニタリング記録および検証項目と言えない事は無いのですが、ここは単に薬品と針の保管のみに限定し、モニタリング検証、記録の項目はリスク管理項目3.3~3.5項目の管理手段に記載すべきではないか。	L3	管理項目に加えて、動物用医薬品の管理において注意すべき項目を、管理点として定めています。
60	指導員	L3	求める点が一目瞭然としない。「動物用医薬品等の管理」とする。	L3	ご意見を参考に修正しました。

NO.	提案者	管理点番号(パプコメ版)	ご意見	管理点番号	対応
61	個人	L3.3	抗菌性物質の使用量を減らすには動物の免疫力を上げ健全で健康な家畜の飼養をすることが要であるため、アニマルウェルフェアを向上させることが抗生物質の使用量削減につながることを説明に入れる。	L1.4	各取り組みと結果の因果関係等の解説は要求事項を明確化するために管理点、適合基準への記載は控えております。ご指摘の説明は管理点L1.4で求めている「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」に記載されています。
62	個人	L3.3	バタリーケージや過密飼育などの集約農業により、動物達が過度なストレスを感じ、病気しやすくなっている→病気の「予防」として大量の薬剤を散布、という悪循環が大きな原因ではないかと感じる。	L1.4	アニマルウェルフェアについてはL1.4での取り組みを求めています。
63	個人	L3.3	「抗菌性物質の使用低減に取り組んでいる」は具体性に欠けている。	L3.3	どのように使用低減に取り組むかは農場の状況により異なるため、農場にあった内容で継続的に取り組むことを求めています。
64	審査員補	L3.5	在庫管理について「取り組み例・備考」で具体的な対応を示す必要がある。	L3.5	解説に取組例を記載する予定です。
65	認証機関	L3.5	劇薬も施錠が必要か。	L3.5	法律(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第48条)では劇薬と毒薬で管理方法が異なりますが、JGAPとしては施錠管理が必要としました。
66	個人	L3.6	薬剤を使用する頻度を減らすために、AWIに配慮した飼育方法への切り替えも必要だと思う。	L1.4	アニマルウェルフェアについてはL1.4での取り組みを求めています。
67	認証機関	L3.6.1	子牛、子豚出荷でも必要か。その場合、現実的にはワクチン接種記録などのほうが重要ではありません。	L3.6.1	ご意見を参考に修正しました。
68	指導員	L3.6.1	L3.7の注射針残留・逸脱時の「修正」と同じと思われるがほとんどの農場が「該当外」でありかつ要求がマイクロに過ぎ管理点を別建てとする必要性が判然としない。なお、休薬期間中の家畜を他農場へ出荷するのは市場や屠畜場へ出荷することと変わらないと思われ、「休薬期間中につき残留可能性あり」として修正して(休薬期間情報伝達と合わせて)出荷すればよい。	L3.6.1	食用に供するためにと畜場へ出荷する場合には休薬期間中に出荷してはならないこととしていますが、家畜(生体)を別の農場に移動する場合は休薬期間中に移動することがあります。要求している内容が異なるため、別の管理点として区別しました。
69	個人	L4.1 L6.1	災害時や非常時に家畜が餓死するような動物虐待を失くすため、水および飼料の非常時の対応を追加。 充分なきれいな水にアクセスできる。汚れた飲用施設は掃除されている。を追加。	L1.4	設備点検や清掃は10.1で、災害等の緊急時の対応についてはL1.4で求めています。
70	個人	L4.1	と畜場の飲水設備は含まれないのか?豚と畜場の約8割、牛と畜場の約5割は飲水設備がないと調査されている。		JGAPは農場の認証基準であり、と畜場は対象外です。
71	認証機関	L6.4	衛生面から導入しない農場もあるため、適合基準として定める必要はない。(感染症の観点からもエコフィード推奨を努力目標にするのは現状と乖離する)		ご意見を参考に削除しました。
72	個人	L6.6	<生物多様性>・<SDGs>の為に、GLOBALG.A.P.の必須管理点LB 4.1.6の追加。家畜に肉を与えない。		飼料については、飼料安全法(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律)に定められています。
73	個人	L7.2	「汚染状況に応じて適宜」では適正な敷料管理とは言えないのではないかと、感覚に個人差も出てしまう。	L7.2	施設や管理状況(敷料の種類等)により状況が異なるため、汚染状況に応じて交換することとしています。
74	指導員・審査員	L8.2	「最低継続飼養期間」ならびに本文中の「認証家畜」は聞きなれない用語であり、用語の定義と説明にも記載されていない。	L8.2	ご意見を参考に「最低継続飼養期間」と「認証家畜」の定義を追加しました。
75	個人	M4	ロータリーパーラーなどでは糞尿で汚れた牛が搾乳されているが搾乳前に牛の体を洗浄したほうがよいのではないかと考えたことがある。		家畜への負荷や労力等の総合的な観点から記載内容を検討しております。
76	認証機関	E1	集卵施設がない農場は該当外となるのか。一時保管場所を指すのか、不明確。	E1	一時的な保管であっても、「鶏卵を保管する場所」があれば対象です。ご意見を参考に修正しました。

NO.	提案者	管理点番号(パプコメ版)	ご意見	管理点番号	対応
77		アニマルウェルフェア (AW)	アニマルウェルフェアに関するご意見(以下「AWIについて」と記載)	L1.4	JGAPではアニマルウェルフェアの基準を独自に設けるのではなく、国内の指針に基づいた対応を求めています。 日本での指針は、OIEのコードに準拠して作成されており、協会としてはこちらを採用しております。
78	個人	2.4	(3)で、農場全体での意識の醸成を図るべき項目にはなってはいますが、国際的に日本が最低ランクである現状を鑑みて、もう、意識の醸成の段階ではなく、現実的な問題点把握と改善がなされるべきであるからです。 (1)にアニマルウェルフェアが守られているかどうかの調査情報を追加。		「AWIについて」に同じ
79	個人	6.1	管理点2.1でアニマルウェルフェアの責任者を新たに設置することも改善提案していますが、それとは別問題として、アニマルウェルフェアという家畜飼養環境以前の問題である、暴力行為をやめさせるためです。家畜への虐待行為が告発されている事例がいくつかありました。習慣化されている家畜に対するモノのような酷い扱いを改善する必要があります。 以下を追加項目: (2)農場ルールに則った内容の教育訓練 ・動物の身体を放り投げる行為がない ・動物の身体の上に落とす行為がない ・故意に痛みを与える行為がない		「AWIについて」に同じ
80	個人	L1.2	現在日本でもっとも普及している集約農業そのものが、病気の発生・蔓延の原因のひとつであると強く感じます。飼育方法そのものを改善すべきではないか。 追加→バタリーケージ飼育・過密飼育・妊娠ストール・常時繋ぎ飼いの禁止。エンリッチ化、鶏のエイビアリーシステム、平飼い、放牧への切り替え。		「AWIについて」に同じ
81	個人	L1.2	過密飼育は家畜伝染性疾患の予防と蔓延防止に反するものであるが飼養衛生管理基準に飼育密度の具体的な数値はないため自らが疾病予防の観点から飼育密度を設定する必要がある。 追加 3) 過密飼育にならないよう飼育密度の設定		「AWIについて」に同じ

NO.	提案者	管理点番号(パプコメ版)	ご意見	管理点番号	対応
82	個人	L1.4	<p>「JGAPが畜産農場に導入されることにより、国際的にも高く評価される農場管理のレベルが実現」とある以上、現在の「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」では数値基準が乏しく不十分な点を、GLOBALG.A.P.の必須管理点で補う必要がある。</p> <p>(1) 「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針(最新版)」(畜産技術協会)に基づき、快適な家畜の飼養環境の改善に取り組んでいる。</p> <p>それに加えて:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 適切な飼育密度である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・採卵鶏を含む全ての家禽は自由に移動し、立ち、方向転換し、羽を広げ、(12週齢以降は)止まり木に止まり、他の鳥と接触せずに座ることができるスペースがある。</li> <li>・肉用鶏は常に 38 kg/m<sup>2</sup> 以下である。</li> </ul> </li> <li>2) 換気は効果的かつ適切にされている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・閉鎖された鶏舎の場合は最低毎時4m<sup>3</sup>/kg。</li> </ul> </li> <li>3) 最低毎年獣医師による訪問の記録がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・除角が行われる場合は、薬剤は使用せず、生後6週間以内に部分麻酔を用いて行われている。</li> <li>・豚は四半期ごとに獣医師による点検の報告書がある。</li> </ul> </li> <li>4) 病気または負傷した動物を治療・回復するために隔離する適切な施設を備えている(家禽の場合、病気の動物は淘汰する方針を持つ農場は除く)。</li> <li>5) 肉牛を繋ぐことは常に禁止されている(10日齢までの給餌の為に1日最大1時間は除く)。</li> <li>6) 子豚の歯または尾の切断は獣医師による書面による報告が必要であり、四半期ごとに再検討されている。</li> <li>7) 全ての豚は藁束などのエンリッチメントにアクセスできる。</li> <li>8) 全ての豚は自由に方向転換し(分娩と受精後4週間以外のストールは禁止)、乾燥した床があり、全員同時に寝そべられる。</li> <li>9) 分娩ストールは母豚の体がこすれない広さと高さである。</li> <li>10) 豚の移動に電気ショックを与える道具は一切使われていない。</li> <li>11) 豚の死は全て原因と共に記録され、最低でも6か月ごとに分析されている。</li> <li>12) 鶏舎内の照明は24時間周期で、6時間以上の完全な暗闇があり、その内4時間は継続的である。</li> <li>13) 生産者は食鳥処理場から次の項目についてのフィードバックを得て、それぞれの指標を超えた場合は是正に取り組んでいる。ホックバーン(足の関節部の炎症) 10%、趾蹼皮膚炎(FPD) 30%、胸部水疱/アンモニア火傷 1%、到着時の死亡 0.25%、骨折および脱臼 1%、骨折した翼および脱臼した翼 2%、脚と胸部の打撲 2%、処理の拒否 1.5%</li> <li>14) 毎日最低2回は全ての家禽の3m以内を点検のために歩き、死亡した家禽も含めその記録がある。</li> </ol>		「AWIについて」に同じ
83	個人	L1.4	<p>国際的にも高く評価されるJGAP飼養管理水準にするため、GLOBALGAPの必須管理基準に遜色ない基準を明記すべき。畜産技術協会の飼養管理指針では国際的に低い水準にとどまってしまう。</p> <p>改善提案↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バタリーケージは使用しない。全ての家禽は自由に移動し、方向転換し、羽を広げ羽ばたくことができ、他の鶏と接触することなく座れるスペースがある。巣箱を置き、止まり木に止まり休める。肉用鶏は常に38kg/m<sup>2</sup>以下である。</li> <li>・ 自然の太陽光が浴びる環境にいる。換気は効果的、かつ適切にされている。閉鎖された鶏舎の場合は、最低毎時4m<sup>3</sup>/kg。</li> <li>・ 毎年獣医師による訪問の記録がある。</li> <li>・ 病気または負傷した動物を治療・回復するために隔離する適切な施設を備えている。(淘汰しない。)</li> <li>・ 乳牛、肉牛をつなぎ飼いにしない。1日のうち数時間は放牧地、運動場で自由に歩け、自然の太陽光を浴びる環境にいる。</li> <li>・ 子豚の歯、または尾の切断はしない。</li> <li>・ 全ての豚は土を掘ることができ、藁束などのエンリッチメントにアクセスできる。</li> <li>・ 全ての豚は分娩と受精後4週間以外のストールは禁止。自由に方向転換や移動できるスペースにいる。乾燥した床があり、全員同時に寝そべられる。</li> <li>・ 分娩ストールは母豚の体がこすれない広さと高さである。</li> <li>・ 豚の移動に電気ショックを与える道具は使われていない。</li> <li>・ 豚の死は全て原因と共に記録され、最低でも6か月ごとに分析されている。</li> <li>・ 鶏舎内の照明は24時間周期で、6時間以上の完全な暗闇があり、その内4時間は継続的である。</li> <li>・ 生産者は食鳥処理場からのフィードバックを得て、是正に取り組んでいる。</li> </ul>		「AWIについて」に同じ



NO.	提案者	管理点番号(パプコメ版)	ご意見	管理点番号	対応
84	個人	L1.4	輸送された場面を見たことがあるが、とても守られているとは思えない。 輸送についてアニマルウェルフェアが遵守されているか抜きうち検査を実施、違反者には即時に改善を求める。を追加。		「AWIについて」に同じ
85	個人	L1.4	(1)24時間、窮屈な檻飼育が、快適とは思えない。母豚の妊娠ストールは、人間で言うと、女性への差別・迫害そのものだと思う。(2)実施状況の確認はアポなして年2回以上行うこと。(3)問題があった項目については、改善計画を立て、その結果を記録し、更に外部の監査機関で精査すること。		「AWIについて」に同じ
86	個人	L1.5	必ず楽に意識を失わせた後に殺処分させ、監視体制も強化する。一瞬で死ぬようにする。		「AWIについて」に同じ
87	個人	L1.6	輸送で特に問題視すべきは移動時のハンドリングでのスタンガンや蹴りの多用。これについては強調して書いておいたほうがよいと思う。 「特に家畜移動時の蹴りなどの暴力的な扱いはしてはならず、スタンガンも緊急時のみ家畜が逃げるスペースが有る時にだけ使用し繰り返し使用してはならない、家畜が前進しない場合はその原因を調べ、記録・保管する」を説明に追加。		「AWIについて」に同じ
88	個人	L1.6	日本では家畜の輸送時、世界的に禁止されている、電気ショックを与える道具が頻繁に使用かつ殴る蹴るなどの暴行も多いようなので、それらもしっかり配慮すべき。 (1)家畜に対する暴行の禁止。電気ショックを与える道具は、ほかに手段がなかった時のみ使用。		「AWIについて」に同じ
89	個人	L1.6	輸送に関するアニマルウェルフェアの追加もありがたい。 「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の輸送に関する指針」の指針では不十分な点をGLOBALG.A.P. LB 9.2.3の必須管理点を参考に補う。 (1)「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の輸送に関する指針(最新版)」(畜産技術協会)に基づく対応をしている。特に、電気ショックを与える道具は原則として使用禁止。更に、他の手段が効かなかった場合にのみ使用され、電気ショックは1秒以下であり、後ろ脚の筋肉にのみに与えられ、効果がない場合は使用を止めている。		「AWIについて」に同じ
90	個人	M	追加: M6 必須 牛の衛生管理 衛星計画には、跛行・乳腺炎・予防接種・駆虫を含む日常的な予防治療が示されている。 M7 必須 搾乳の頻度 最低1日1回は搾乳している。		「AWIについて」に同じ